

加盟負担金・役員等に関する細則

(加盟負担金等)

- 第1条 負担金等の変更は、事務局からの提案により、理事会の審議を経て、代議員会で決定する。
- 2 「公益財団法人日本体操協会」並びに「北海道体操連盟」の負担金等は、ホームページに掲載し周知する。
 - 3 負担金等は、毎年、事務局が定める期日までに納入しなければならない。
 - 4 本会に加盟、登録していない団体並びに個人は、別途各事業において定める資格を有する団体並びに個人を除くほかは、北海道体操連盟並びに本協会が主催、主管するトランポリンの事業に参加することを認めない。但し、バッジテスト（検定会）に関してはこの限りではない。
 - 5 本会の会長の加盟負担金は200,000円とする。
 - 6 本会の副会長の加盟負担金は、20,000円とする。

(代議員)

- 第2条 代議員は、本会に団体登録した団体の内、その組織人数が5名以上の団体から1名（満年齢18歳以上の者）を選出し、あらかじめ事務局まで報告するものとする。
- 2 代議員が役員を兼務することは、第7条第3項から第5項に定める者以外認めない。

(理事)

- 第3条 理事は、あらかじめ理事の互選により定められた順位に従い、理事長が不在の時は、その職務を代理し、理事長が欠員の時にその職務を行う。

(地区選出理事)

- 第4条 地区選出理事は、以下の各号に定める地区が各1名を選出し、役員改選を行う際に開催される役員選考委員会に報告するものとする。
- (1) 石狩、後志、胆振、渡島、桧山地区（道央地区）
 - (2) 上川、宗谷、空知、留萌地区（道北地区）
 - (3) 十勝、根釧、日高地区（道東地区）
 - (4) 網走、北見地区（北網地区）

(会長指名理事)

- 第5条 会長指名理事は総理事数20名から地区選出理事数を引いた人数以内とし、理事長のほかは第8条に掲げる各委員会の専門部に所属し、業務を遂行する。

(業務部員)

第6条 業務部員は、第7条に掲げるブロック部員並びに非理事の部員である。

(業務分担)

第7条 理事会には、事業を円滑に遂行するため、次の各号に掲げる委員会に専門部を置き、それぞれに必要な人員を配置し、理事会で決定した専門的事項の処理に当たる。

(1) 総務委員会

ア 庶務部・・・・・・・・部長（理事）1名、部員（理事）1名

(2) 普及委員会

ア 普及指導部・・・・・・・・部長（理事）1名、部員（理事）1名

イ シャトル事業部・・部長（理事）1名

(3) 競技委員会

ア 競技部・・・・・・・・部長（理事）1名、部員（理事）2名

ブロック部員（各地区1名計4名）

イ 審判部・・・・・・・・部長（理事）1名、部員（理事）1名

ブロック部員（各地区1名計4名）

ウ 強化部・・・・・・・・部長（理事）1名、部員（理事）2名

2 各委員会は、それぞれの委員会を統括する委員長を部長から互選で選任する。

3 ブロック部員の地区は第4条に準じ、各地区から各1名を選出し、役員改選を行う際に開催される役員選考委員会に報告するものとする。なお、地区選出理事及び代議員が兼務することを妨げない。

4 各部は、理事会の承認を得て必要に応じて理事もしくは非理事の部員を増加することができる。なお、非理事の部員は、代議員が兼務することを妨げない。また、理事の部員を増加した場合は、事後に代議員会の承認を得なければならない。

5 事務局は、理事会の承認を得て必要に応じて局員を増加することができる。なお、理事が局員を兼務することは認めないが、代議員が兼務することを妨げない。

(代議員会)

第8条 代議員会の開催通知は、開催日の1ヵ月以上前に通知することを必須とするが、臨時に開催する場合はこの限りでない。

2 代議員会に出席する理事の代表者は、各委員長とする。但し、委員長が出席できない場合は代理の理事が出席する。

3 各代議員の代議員会出席に伴う費用は、各登録団体の負担とする。

4 代議員会は、会議開催時に代議員の中から議事録署名人2名を任命する。両名は、議事録を確認し、署名、押印する。

5 代議員会への出席は、インターネット環境を利用した出席（WEB出席）を認める。

(理事会)

第9条 理事会の構成員となる会長指名理事の代表者は、各専門部の部長とする。但し、各専門部の部長が理事会に出席できない場合、理事長の承認を得て、それぞれの専門部の理事の部員を代理として出席させることができる。代理出席した部員は部長から議決権を委任されたものとする。

- 2 地区選出理事の理事会出席に伴う費用は、各地区の負担とする。
- 3 会長指名理事の理事会出席に伴う費用は、別に定める旅費規程に基づいて支給する。
- 4 理事会の議事録は、出席理事がそれぞれ確認する。
- 5 理事会への出席は、インターネット環境を利用した出席（WEB出席）を認める。

(会議議事録)

第10条 代議員会並びに理事会の議事録は、庶務部長が作成する。庶務部長若しくは代理の理事が各会議に出席できない場合は、出席した他の理事が議事を記録し、庶務部長に報告する。なお、この場合、会議開催時に議事記録者を任命する。

- 2 議事決定事項の会員への周知は、ホームページに掲載する。なお、掲載時には個人情報に配慮する。

(財務委員会)

第11条 財務委員会は、本協会の日常的な財政基盤の確立及び本協会が関連する大規模な事業の健全なる会計（歳入・歳出）に関わる事項について審議、検討する。

- 2 財務委員会の委員長は、会長とする。
- 3 財務委員会での検討結果は、理事会の審議を経て代議員会で決定する。

(表彰委員会)

第12条 表彰委員会は、本道トランポリン界の発展に寄与した者の中から、本協会として表彰すべき候補者の選考、並びに他の団体から依頼された候補者推薦の選考にあたる。

- 2 候補者の選考基準等については、別に定める表彰規程による。
- 3 表彰委員会の委員長には、副会長の中から選出された代表者がこの任にあたる。
- 4 各賞候補者の選考結果は、理事会の審議を経て代議員会で決定する。
- 5 但し、諸般の事情により、代議員会の議決を待てない場合には、理事会で決定することができるものとする。この場合には、その後の代議員会において報告しなければならない。

(役員選考委員会)

- 第13条 理事会は、役員改選時に役員選考委員会を設ける。
- 2 役員選考委員会は、副会長の代表者、理事長、第4条に掲げられた地区から選出した各地区1名の委員で構成する。
 - 3 各地区は、加盟会員（満年齢18歳以上の者）から委員を選出し、役員選考委員会の通知に従って、理事長に報告するものとする。
 - 4 各委員の役員選考委員会出席に伴う費用は、別に定める旅費規程に基づいて支給する。

(細則の改廃)

- 第14条 本細則の改廃は、理事会の議決を経た後、代議員会での承認を必要とする。

附 則

- 1 本細則は、2019年4月1日から施行する。
- 2 役員・負担金細則（昭和54年5月20日制定）は廃止する。
- 3 本細則は、2022年2月5日から施行する。（会議WEB参加追加）